



はせがわ

つなぎます。心と、いのちと、人。

# 第54期定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2020年6月29日（月曜日）

開会▶午前10時 受付開始▶午前9時

## 会場

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅱ及びⅢ

## 議案

- 第1号議案 取締役7名選任の件
- 第2号議案 監査役3名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

・本年はご出席の株主様との接触機会低減のため、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。

・本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症対策に関する詳細は2ページをご確認ください。

# 創業の精神

一、よろこびのあきない

一、感謝報恩

一、信用本位

## MISSION はせがわの使命

「心の平和と生きる力」を自らと人々が実現することを私たちの使命とします。

その実現のために必要なサービスや商品を構想し、提供しつづけ、さらに「新たな心の産業」を創り出します。

## VISION 会社のめざす姿

衆知を集め、時代や価値観の変容に沿った、柔軟な企業活動を行ないます。

親しまれ、必要とされ、大切にされる  
オンリーワン企業をめざします。

事業の主体である社員の自己実現と、  
その家族の幸福（しあわせ）を追求しつづけます。

## PRIDE 社員の姿勢

なぜか なぜか どうするか

もっとお客さまの立場に立つ  
もっと良い方法はないか知恵をしばる  
もっと深く読み、先を見とおす  
もっと成長し、もっと仕事を楽しむ



<<必ずご一読ください>>

**【新型コロナウイルス影響下における本定時株主総会へのご出席について】**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

**【本定時株主総会当日の感染拡大防止策について】**

本定時株主総会開催時点におきまして、新型コロナウイルス感染拡大の終息が見込まれない場合、当社の役員及び係員はマスクを着用させていただくほか、感染拡大防止に必要な対策（マスクの着用、アルコール消毒液の噴霧や会場内の換気など）を講じることがございます。

また、当日の状況により以下のような対応を取らせていただくこともございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・発熱や咳などの症状がある株主様の入場をお断りすることや退場を命じることがあります。
- ・株主様同士の間隔を十分に確保するため、入場の制限をかけさせていただくことがあります。
- ・報告事項の報告及び議案の説明の省略並びに質問の制限等、株主総会の時間を短縮することがあります。

**【本定時株主総会当日の会場について】**

本定時株主総会開催時点におきまして、施設使用制限等で会場予定地に変更の必要が生じた場合には当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、当日ご出席をされる株主様はあらかじめ当社ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。（<https://corp.hasegawa.jp/ir/>）

**【お土産の配布の取り止めについて】**

本年はご出席の株主様との接触機会低減のため、お土産の配布は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

## 株主の皆様へ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第54期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本年は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、  
2020年6月26日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

2020年6月10日

福岡市博多区上川端町12番192号

**株式会社はせがわ**

代表取締役社長 江崎 徹

## 議決権行使について

当日ご出席  
される方へ



株主総会当日は議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。  
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

書面により  
議決権を  
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、  
**2020年6月26日（金曜日）午後5時**までに到着するようご返送ください。

## 第54期定時株主総会招集ご通知

1. 日時	2020年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場所	福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅱ及びⅢ （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	<p><b>報告事項</b></p> <p>1.第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</p> <p>2.第54期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件</p> <p><b>決議事項</b></p> <p>第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役3名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件</p>
4. その他 本招集ご通知 に関する事項	<p>本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<a href="https://corp.hasegawa.jp/ir/">https://corp.hasegawa.jp/ir/</a>）に掲載しておりますので、本提供書面には記載していません。</p> <p>① 会社の新株予約権等に関する事項 ② 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 ③ 会社の支配に関する基本方針 ④ 連結株主資本等変動計算書 ⑤ 連結注記表 ⑥ 株主資本等変動計算書 ⑦ 個別注記表</p> <p>なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。</p>

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいようお願い申し上げます。
- 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.hasegawa.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

## 第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（6名）が任期満了となります。

つきましては、経営戦略の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	え ぎき とおる 江 崎 徹	代表取締役社長 <b>再任</b>	100% (14回/14回)
2	なか たに やす ふみ 中 谷 泰 文	常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長 <b>再任</b>	100% (14回/14回)
3	えの もと てつ じ 榎 本 哲 治	取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 <b>再任</b>	100% (11回/11回)
4	しん がい さん しろう 新 貝 三四郎	執行役員 営業グループ長 <b>新任</b>	—
5	はっ た いく ろう 八 田 育 朗	執行役員 営業支援グループ 人事部長 <b>新任</b>	—
6	さ き まさ やす 茶 木 正 安	社外取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	100% (14回/14回)
7	もり やま ひろ かず 森 山 弘 和	社外取締役 <b>再任</b> <b>社外</b> <b>独立</b>	100% (14回/14回)

**新任**

新任取締役候補者

**再任**

再任取締役候補者

**社外**

社外取締役候補者

**独立**

東京証券取引所の定めに基づき独立役員

候補者  
番号

1

え ぎき とおる  
**江崎 徹** (1959年11月8日生)

再任



所有する当社株式の数

17,500株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	当社入社	2012年 7月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ長 兼 営業企画部長
1997年 4月	同営業企画室長	2014年 1月	同取締役 執行役員 マーケティング グループ長 兼 経営改革推進室担当
2001年 4月	同経営開発部長	2014年 6月	同取締役副社長 執行役員 マーケティンググループ長
2007年 1月	同葬儀紹介推進部長	2015年 4月	同取締役副社長 執行役員 マーケティング グループ長 兼 未来開発部担当
2009年 4月	同理事 経営企画部長	2016年 4月	同代表取締役社長 執行役員 マーケティンググループ長
2009年 6月	同執行役員 経営企画部長	2018年 4月	同代表取締役社長 (現任)
2010年 4月	同執行役員 営業グループ長		
2011年 4月	同執行役員 マーケティンググループ長 兼 アジア部長		
2011年 6月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ長 兼 アジア部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

江崎徹氏は、当社で営業部門、経営企画部門等を担当し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。既存事業領域の強化及び新規事業分野に取り組むなかで、今後の当社における企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者  
番号

2

なか たに やす ふみ  
**中谷 泰文** (1959年11月16日生)

再任



所有する当社株式の数

4,800株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行	2014年 6月	同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長
2012年11月	当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長	2016年 4月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長
2013年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 納骨堂開発部長	2017年 4月	同取締役 執行役員 営業支援グループ長
2014年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 屋内墓苑部長	2019年 6月	同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長 (現任)

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

中谷泰文氏は、金融面で豊富な経験・実績を有しており、当社では墓石・屋内墓苑部門、営業部門及び経営管理部門等、幅広い業務を経験しております。その幅広い経験を活かし担当部門の成長戦略を遂行できる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者  
番号

3

えの もと てつ じ  
**榎本 哲治**

(1961年9月26日生)

再任



所有する当社株式の数  
3,657株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長
2002年 4月	同東京聖石開発部長	2016年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長
2004年 4月	同聖石開発部長	2019年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2007年 6月	同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2019年 6月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2008年 7月	同執行役員 副聖石グループ長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2020年 4月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 (現任)
2009年 4月	同執行役員 千葉営業部長 兼 聖石グループ 聖石部長		
2012年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

榎本哲治氏は、当社で長く営業部門、特に墓石事業に携わり豊富な経験・実績を有しております。その営業部門で培われた経験を活かし当社の墓石事業をはじめとする寺社聖石部門の責任者として当社の業績に寄与できる適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者  
番号

4

しん がい さん し ろう  
**新貝 三四郎**

(1963年8月19日生)

新任



所有する当社株式の数  
—

■ 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2013年 6月	同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長
1998年 1月	同東海事業部長	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長
2002年 4月	同東京企画総務部長	2017年 4月	同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長
2005年 11月	同物流管理部長	2020年 4月	同執行役員 営業グループ長 (現任)
2009年 4月	同理事 葬祭事業グループ 開発部長		
2010年 4月	同理事 営業グループ マーケティング部長		
2011年 4月	同理事 マーケティンググループ 東京営業部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

新貝三四郎氏は、当社で営業部門、墓石部門等の幅広い業務を経験しており、特に営業部門において長く、豊富な経験を有しております。その営業部門で培われた経験を活かし当社の営業部門の責任者として当社の業績に寄与できる適切な人材であると判断したため、今回新たに取締役候補者となりました。

候補者  
番号

5

はつ た いく ろう  
**八田 育朗**

(1964年11月2日生)

新任



所有する当社株式の数

■ 略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月	小田急不動産株式会社入社	2014年 2月	同営業支援グループ 人事部長
2013年 6月	当社入社	2017年 4月	同執行役員 営業支援グループ 人事部長 (現任)
2013年10月	同営業支援グループ 人事総務部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

八田育朗氏は、当社で長く人事部門の部長としての豊富な経験を有しております。その豊富な経験を活かした経営戦略の策定・推進の責任者として経営管理体制の構築に適切な人材であると判断したため、今回新たに取締役候補者となりました。

—

候補者  
番号

6

さ き まさ やす  
**茶木 正安**

(1946年7月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

■ 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行	2012年 6月	当社社外取締役 (現任)
1992年 6月	同取締役 東京支店長	2014年 6月	株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問 (現任)
1996年 6月	同専務取締役	2015年 6月	株式会社メッセージ (現・SOMPOケア株式会社) 社外取締役
1998年 6月	同専務取締役	2018年 4月	株式会社CBホールディングス社外取締役 (監査等委員) (現任)
2000年11月	三洋信販株式会社専務執行役員	2018年 6月	東都水産株式会社社外取締役 (現任)
2003年 7月	フィッチ・レーティングス・ジャパンCEO		
2006年 6月	株式会社福岡リアルティ代表取締役社長		
2006年 7月	福岡リート投資法人執行役員		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由

茶木正安氏は、金融面で高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通しております。これまでの経験を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監督機能を発揮していただいていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者  
番号

7

もり やま ひろ かず  
**森山 弘和**

(1950年7月1日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

#### ■ 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	山一証券株式会社入社	2005年 4月	株式会社レコフ常務執行役員
1974年 7月	株式会社山一証券経済研究所出向	2008年 5月	株式会社森山事務所代表取締役社長
1994年 4月	同経営調査部長	2015年 6月	盟和産業株式会社社外監査役（現任）
1998年 2月	株式会社森山弘和事務所代表取締役社長	2016年 6月	当社社外取締役（現任）

#### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

#### ■ 社外取締役候補者とした理由

森山弘和氏は、経営コンサルティングを通して企業経営における豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有しております。これまでの経験を当社の経営に反映していただくとともに、独立した立場から経営の監督機能を発揮していただいていることから、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2020年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、茶木正安氏及び森山弘和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏及び森山弘和氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 茶木正安氏及び森山弘和氏は、社外取締役候補者であります。
5. 茶木正安氏及び森山弘和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって茶木正安氏が8年、森山弘和氏が4年となります。
6. 当社は、茶木正安氏及び森山弘和氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、茶木正安氏及び森山弘和氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

## 第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役全員（3名）が任期満了となります。つきましては監査役3名の選任をお願いいたします。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	監査役会出席状況
1	ひろせみのる 廣瀬稔	常勤社外監査役 再任 社外	100% (13回/13回)
2	わだまもる 和田衛	社外監査役 再任 社外 独立	100% (13回/13回)
3	なかむらりか 中村里佳	— 新任 社外 独立	—

**新任**

新任監査役候補者

**再任**

再任監査役候補者

**社外**

社外監査役候補者

**独立**

東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者  
番号

1

ひろ せ  
みのる  
廣瀬 稔

(1954年9月23日生)

再任

社外

### ■ 略歴、当社における地位

1980年10月 監査法人中央会計事務所入所  
1985年 3月 公認会計士登録  
1992年 8月 中央新光監査法人社員  
2001年 6月 中央青山監査法人代表社員

2006年 9月 あらた監査法人代表社員  
2008年 4月 廣瀬公認会計士事務所開業  
2012年 6月 当社社外常勤監査役（現任）

所有する当社株式の数

—

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 社外監査役候補者とした理由

廣瀬氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的知識や豊富な経験を有しております。これまでの経験を当社の監査に活かしていただくとともに、独立した立場から様々な経営判断における高度な財務及び会計面からの監査機能を発揮していただいていることから、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者  
番号

2

わ だ  
まもる  
和田 衛

(1947年11月18日生)

再任

社外

独立

### ■ 略歴、当社における地位

1973年 3月 検事任官 東京地方検察庁勤務  
1977年 3月 法務省勤務  
1981年 4月 弁護士登録

1985年12月 和田法律事務所  
(現・和田・市村法律事務所) 開設（現任）  
2016年 6月 当社社外監査役（現任）

所有する当社株式の数

—

### ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

### ■ 社外監査役候補者とした理由

和田氏は、弁護士としての専門的知識や幅広い経験を有しております。これまでの経験を当社の監査に活かしていただくとともに、独立した立場から様々な経営判断における高度な法律面からの監査機能を発揮していただいていることから、引き続き社外監査役候補者となりました。なお、同氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者  
番号

3

なか むら り か  
**中村 里佳**

(1963年6月1日生)

新任

社外

独立

■ 略歴

1986年10月	監査法人中央会計事務所入所	2016年 6月	株式会社新都市ライフホールディングス 社外監査役 (現任)
1999年 4月	株式会社さくら総合事務所入社	2017年 3月	株式会社さくら総合事務所 代表取締役 (現任)
2000年12月	有限会社東京エスピーサービスズ 取締役 (現任)		
2008年 9月	株式会社さくら総合事務所取締役		

所有する当社株式の数

—

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外監査役候補者とした理由

中村里佳氏は、公認会計士及び税理士としての財務、会計及び税務に関する専門知識と豊富な経験を有しております。これまでの経験を当社の監査に活かしていただくとともに、独立した立場から様々な経営判断における高度な財務、会計及び税務面からの監査機能を発揮していただけることと判断し、新たに社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2020年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、廣瀬稔氏及び和田衛氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、廣瀬稔氏及び和田衛氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、中村里佳氏の選任が承認された場合は、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 廣瀬稔氏、和田衛氏及び中村里佳氏は、社外監査役候補者であります。
5. 廣瀬稔氏及び和田衛氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって廣瀬稔氏が8年、和田衛氏が4年となります。
6. 当社は、和田衛氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めにに基づく独立役員として届け出ており、和田衛氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、中村里佳氏につきましても東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めにに基づく独立役員要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として届け出る予定であります。

# 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふち うえ いわ よし  
**渕上 岩義** (1958年1月16日生)

## ■ 略歴、当社における地位

1981年 4月 当社入社	2011年10月 同執行役員 寺社納骨堂工芸部長
1996年 4月 同東京営業部長	2013年10月 同理事 人事総務部総務チーム 監査役付スタッフ
2002年 4月 同執行役員 西日本事業本部長	2016年 4月 同理事 総務部 監査役付スタッフ
2004年 4月 同執行役員 営業統括部長	2018年 7月 同理事 監査室スタッフ
2009年 4月 同理事 監査室長	2019年 7月 同監査室スタッフ (現任)

所有する当社株式の数

6,500株

## ■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

## ■ 補欠監査役候補者とした理由

渕上岩義氏は、当社の営業部門、監査室及び監査役補助使用人としての経験を有していることから、それらの経験を当社の監査役監査に活かしていただけるものと判断し、補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2020年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 渕上岩義氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。

以 上



(提供書面)

# 事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、当初は政府による経済政策等を背景に緩やかな回復基調が見られたものの、米国における経済政策の不透明感、米国と中国との通商問題の動向、朝鮮半島をめぐる情勢などに加え、中国から端を発した新型コロナウイルス感染症が世界経済及び日本経済に与える影響により、今後の景気動向及び個人消費についてはこれまで以上に予断を許さない状況が続いております。

宗教用具関連業界においては、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も増加傾向にあり、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。

当社グループはこのような情勢のなか、TVCMをはじめとする積極的な集客策を実行し、より多くのお客様に当社の事業や商品・サービスを広めてまいりました。特に、消費増税後によるお客様の購買意欲減退が予想されたことから、11月から12月と2月から3月にかけて積極的な販売促進活動を展開し、併せて、全社を挙げた販売体制を構築することで販売機会の最大化を図りました。また、年々成長を続けるEコマース市場への対応として、6月にアスクル株式会社が運営するショッピングサイト「LOHACO (ロハコ)」に『こころのアトリエ はせがわ』を開設いたしました。加えて、12月には世界最大のショッピングサイト「Amazon (アマゾン)」において国内家具専門メーカーと協同で開発した『はせがわ L I V E - i n g (リビング) コレクション』の販売を開始いたしました。今後はこれまで以上に店舗網を活かし、リアル店舗とデジタル店舗での顧客接点の増加を目指してまいります。仏壇仏具事業においては、お仏壇の「はせがわ L I V E - i n g (リビング) コレクション」に加えて、買回り品であるお線香・ローソクのオリジナル商品も開発し、積極的な販売促進も推し進めております。墓石事業においては、好環境・好立地の霊園の建墓権確保に努めてまいりました。また、建墓権については、店舗網や販売実績を勘案し、質と量の両面での適正化に注力しております。これに加えて、事業認知度を高めるために、墓石事業に特化したTVCMを放映するなどの集客策を実施してまいりました。屋内墓苑事業においては、11月に「月輪山千光寺 月の廟庭」(千葉県浦安市)の受託販売を開始するなど、ご遺骨供養に対する多様なニーズへの対応を目指してまいりました。今後もすべての事業において、商品開発・品揃えの見直しを推し進めてまいります。

店舗政策については、ショッピングセンター内へ3店舗(4月に愛知県知多郡、9月に名古屋市千種区、11月に茨城県つくば市)を新規出店いたしました。今後も、お客様が最も利用しやすい立地や店舗形態の検討を行ない、新規出店や移転、統廃合などを推し進めてまいります。

当社グループはこれまで長年取り組んできた「供養」の領域を拡大し、日常の「祈り・願い・感謝」の提案を実行するために、株式会社田ノ実を100%子会社として設立いたしました。株式会社田ノ実「祈り・願い・感謝」を「食」の視点からとらえ、「手を合わせる心豊かなライフスタイル」の発信を展開してまいります。

このように、各事業において施策を推進したものの、当連結会計年度の業績は、売上高は179億17百万円となりました。

売上総利益率は販売手法の変革などにより、前期並みを維持したものの、売上高が計画を下回ったことにより、売上総利益も計画を下回りました。販売費及び一般管理費については、前期に引き続き経営計画に基づく将来に向けた必要な予算執行を行なう一方で、全体としては効率的な費消に努めたものの、それ以上に売上高の減少が大きく営業損失は9億57百万円、経常損失は9億51百万円となり、親会社株主に帰属する当期純損失は11億14百万円となりました。

なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行なっていません。

当社グループは、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」及び「飲食・食品・雑貨」を報告セグメントとしております。なお、当社グループの報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

セグメントの 名称	区 分		第54期 (2019年4月～2020年3月)	
			売上高	構成比
仏壇仏具 ・ 墓 石	東日本	仏壇仏具	9,796	54.7
		墓 石	3,154	17.6
		計	12,950	72.3
	西日本	仏壇仏具	2,876	16.0
		墓 石	672	3.8
		計	3,548	19.8
	計	仏壇仏具	12,672	70.7
		墓 石	3,826	21.4
		計	16,499	92.1
屋内墓苑			863	4.8
飲食・食品・雑貨			38	0.2
その 他			517	2.9
合 計			17,917	100.0

(注) 当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行なっていません。

## 【セグメント別の業績】

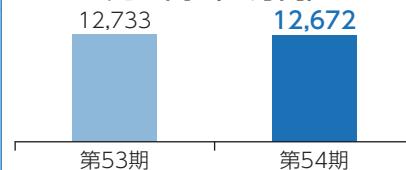
### 仏壇仏具



#### 事業内容

関東、東海、九州を中心に展開する100以上の直営店で仏壇仏具の販売を行っており、創業以来はせがわの中心となっている事業です。海外協力工場の存在と、多店舗展開による販売規模を活かした高品質・適正価格のオリジナル仏壇を数多く取り揃えていることが当社の強みです。

#### 売上高 (百万円)



仏壇仏具については、東日本地区においては、販売基数が減少したことにより売上高は97億96百万円となりました。西日本地区においては、販売基数が減少したものの販売単価が改善したことにより売上高は28億76百万円となりました。

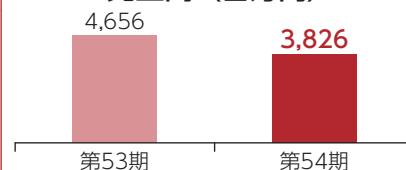
### 墓石



#### 事業内容

店舗展開地域を中心に、500ヵ所以上の霊園や寺院墓地にお客様をご案内し墓石を販売しております。1997年から本格的に参入した、仏壇仏具事業に次ぐ当社の中心事業です。墓地選びから墓石の設計・施工・建墓後の法要まで専門スタッフがトータルサポートでお応えいたします。

#### 売上高 (百万円)



墓石については、東日本地区においては、販売基数及び販売単価が減少したことにより売上高は31億54百万円となりました。西日本地区においては、販売単価が着実に改善したことで、売上高は6億72百万円となりました。

また、3月には新型コロナウイルス感染症の影響により、外出自粛要請や中国からの墓石材の入荷遅延により、仏壇仏具及び墓石を合わせた全体での売上高は164億99百万円となりました。仏壇の販売基数については、魅力的かつ差別化された商品品揃えを実現することで目的買い顧客への対応を強化し、改善を図ってまいります。また、仏事・供養については、例えば誰も田舎のお墓の手入れができない、自宅を改装したもののお仏壇が部屋の雰囲気に合っていない、などの潜在的なニーズを抱えているお客様がいらっしゃいますので、当社のホームページやその他の販促媒体を通して、同様の事例を紹介し、その解決方法や当社の商品・サービスの特徴を分かりやすく提示することで、このようなお客様のニーズを顕在化させ、幅広い集客を目指してまいります。販売単価については、購入商品の小型化・簡素化の傾向は今後も一層進行していくことが予想されるため、販売手法改革に加え、現代の住空間に適した商品開発を推し進めてまいります。

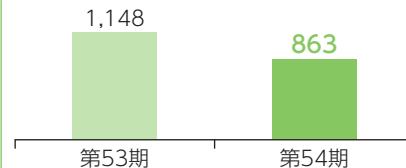
## 屋内墓苑



### 事業内容

寺院が所有する屋内墓苑の受託販売を行っております。  
屋内墓苑は、ご遺骨を納めた厨子を自動で呼び出せる搬送式の納骨堂のことで、現代のニーズを満たす「新しいお墓のかたち」として近年注目されています。当社は2009年からその受託販売を開始いたしました。

### 売上高（百万円）



屋内墓苑については、受託販売2施設（駅前納骨堂 眞應殿、成勝寺 ゆいの御廟）が期中に完売したことに加え、競争環境が激化の影響により、売上高は8億63百万円となりました。今後は墓石販売とともに、ご遺骨を供養するというニーズに応えられるよう事業を展開してまいります。

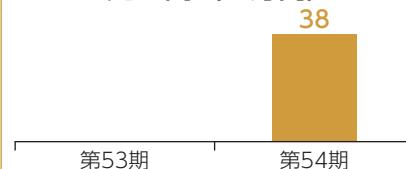
## 飲食・食品・雑貨



### 事業内容

日本人の生活にある「祈り・願い・感謝」を「食」の視点からとらえ、「手を合わせる心豊かなライフスタイル」の発信を展開するため、2019年5月に株式会社田ノ実を設立し、翌6月より事業を開始いたしました。「Japanese Food & Culture」を事業テーマに、ランチ&カフェの運営や食品・生活雑貨の販売などを展開しております。

### 売上高（百万円）



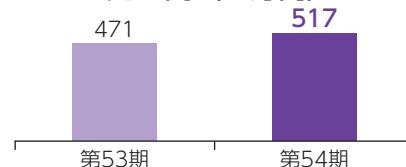
飲食・食品・雑貨については、売上高は38百万円となりました。

## その他

### 事業内容

- ・全国の仏壇販売店、提携業者への仏壇仏具の卸売販売
- ・こころのアトリ工店の売上
- ・ECサイトでの仏壇仏具の販売
- ・寺院が所有する固定式納骨堂のご紹介
- ・寺院用仏具の販売や本堂の修復
- ・お葬式のご相談・ご紹介 など

### 売上高（百万円）



その他については、売上高は5億17百万円となりました。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

		第51期 2017年3月期	第52期 2018年3月期	第53期 2019年3月期	第54期 2020年3月期
売上高	(百万円)	－	－	－	17,917
営業損失 (△)	(百万円)	－	－	－	△957
経常損失 (△)	(百万円)	－	－	－	△951
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)	(百万円)	－	－	－	△1,114
1株当たり当期純損失 (△)	(円)	－	－	－	△61.47
総資産	(百万円)	－	－	－	16,896
純資産	(百万円)	－	－	－	8,911
1株当たり純資産	(円)	－	－	－	490.73

(注) 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前の状況は記載しておりません。

### ② 当社の財産及び損益の状況

		第51期 2017年3月期	第52期 2018年3月期	第53期 2019年3月期	第54期 2020年3月期
売上高	(百万円)	19,378	19,412	19,010	17,879
営業利益又は営業損失 (△)	(百万円)	888	928	314	△871
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	945	931	236	△853
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	409	560	134	△1,015
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	22.61	30.92	7.42	△56.01
総資産	(百万円)	17,913	17,147	15,966	16,956
純資産	(百万円)	9,888	10,367	10,282	8,983
1株当たり純資産	(円)	540.77	567.66	564.64	494.70

### (3) 対処すべき課題

宗教用具関連業界を取り巻く環境は、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も増加傾向にあり、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。加えて、一部市場におけるお客様動線の変化に対し、商圈の見直しやそれに伴う店舗政策の見直しが求められております。

このような環境変化に対応するため、地域ごとの市場・顧客・競争環境に対し、柔軟かつ機動的にマネジメントを実行できるよう、東日本営業部を2営業部から4営業部に再編を行ないます。また、今後は地域に合わせた営業戦略をもとにその地域のお客様のニーズに応えられるよう販促・商品の品揃えなどを積極的に行なってまいります。店舗施策では、お客様が最も利用しやすい立地や店舗形態の検討を行ない、新規出店や移転、統廃合などを推し進めてまいります。お客様のニーズに適合する立地・売場面積・品揃えや運営体制とそれに基づく収益構造において最適な店舗の在り方を仮説・実験・検証してまいります。

墓石販売に関連する動きとしては、都市部への人口集中や高齢化などによりアクセスの良い霊園の需要が高まる一方、都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化が進んでいることから、お客様のニーズを満たす霊園が不足しております。こうしたことから、霊園に代わる新たな遺骨収蔵施設として、自動搬送式納骨堂が注目を集めており、首都圏を中心に続々と新規物件が開苑しております。特にここ2～3年その件数はさらに増加傾向にあり、競争環境が激化しつつあります。さらに、埋葬に対する価値観の変化は顕著であり、先祖代々の墓所・墓石を処分しご遺骨を移転させる「墓じまい」、個別にお墓を所有しない合葬墓・樹木葬・海洋葬など、新たな埋葬ニーズやその形態もさらに注目を集めており、選択されるお客様も増加しております。

このように、お客様が遺骨を収蔵する選択肢として、墓石及び屋内墓苑を購入する顧客属性の類似性に着目し、一体的な販売を推進するとともに、多様な埋葬ニーズ（樹木葬・永代供養墓・海洋葬など）への対応を行なうために、これまで営業部が担当してきた墓石販売の企画立案機能を独立させ、屋内墓苑の機能とを統合し、営業グループ下に聖石推進部を新設しました。また、墓石及び屋内墓苑の企画を統合することで、より効果的な販促を効率的に行なってまいります。

また、当社は長年にわたって宗教用具関連業界で事業を展開してまいりましたが、事業活動を通して当社が対象とするお客様の価値観やライフスタイルについて、理解を深めてまいりました。このようなお客様を対象に、供養に関わらず様々な領域で、当社の理念や強みに沿った形での新たなビジネスの可能性が内在していると考えており、さらなる研究と検討を継続してまいります。

飲食業界においては、人材不足の問題、食材価格の高騰に加えて、競争状況が激しいなか、外食業界を取り巻く環境は、依然と厳しい状況が続くものと予想されます。このような環境の中でもお客様に継続して支持いただけるよう季節の行事ごとにコンセプトに応じた品揃え・販促を行ない、新規顧客とともにリピート顧客を確保してまいります。また、店内で飲食されたお客様への食材販売の促進やテイクアウトにも対応してまいります。

新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の発令に伴い、当社は対象区域に所在する事業所の閉鎖を行なってまいりました。5月12日から、お客様及び従業員の感染予防・感染拡大防止対策を講じたくうえで、一部再開をしておりますが、依然収束の目は立たず、景気の低迷が懸念されます。このような状況の中、当社は引き続き、感染リスクの低減に努めるとともに、Eコマースをはじめとする非接触または低接触な購買を推進し、業績確保に努めてまいります。

#### (4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は5億66百万円であり、その主なものは、新規出店及び既存店舗の改装並びにソフトウェア開発等によるものであります。

#### (5) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として39億50百万円の調達を行いました。

#### (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社田ノ実	千円 100,000	% 100	飲食・食品・雑貨事業

(注) 当社は2019年5月14日付で、100%出資子会社である株式会社田ノ実を設立しております。

#### (7) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社1社及び関連会社2社で構成され、主に宗教用具関連事業及び飲食・食品・雑貨事業を行っております。

(8) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

① 当社

福岡本社 (福岡市博多区)

東京本社 (東京都文京区)

商品センター (東京都江東区)

営業店 130店

セグメント	区分	地区	都道府県名	店舗数
仏壇仏具 ・ 墓石	東日本	関東	東京都	24
			神奈川県	26
			千葉県	17
			埼玉県	16
			茨城県	5
			栃木県	2
			群馬県	1
			山梨県	1
		小計	92	
		東海	愛知県	9
	岐阜県		1	
	小計	10		
	計	102		
西日本		福岡県	18	
		大分県	3	
		佐賀県	2	
		山口県	3	
	計	26		
	セグメント	計	128	
その他		神奈川県	1	
		埼玉県	1	
	セグメント	計	2	
	合計		130	

## ② 子会社

株式会社田ノ実 本社（東京都文京区）

セグメント	区分	地区	都道府県名	店舗数
飲食・食品・雑貨			東京都	店 1
	セグメント		計	1

## (ご参考) 新店舗のご紹介

### イオンモール東浦店

2019年4月16日、愛知県知多郡東浦町のショッピングセンター「イオンモール東浦」2階に、「はせがわ イオンモール東浦店」をオープンしました。



### イオンタウン千種店

2019年9月4日、愛知県名古屋市のショッピングセンター「イオンタウン千種」2階に、「はせがわ イオンタウン千種店」をオープンしました。



### (9) 企業集団の使用人の状況 (2020年3月31日現在)

セグメント区分		使用人数
仏 壇 仏 具	東 日 本	436名
墓 石	西 日 本	141名
屋 内 墓 苑		19名
飲 食 ・ 食 品 ・ 雑 貨		8名
そ の 他		18名
全 社 ( 共 通 )		143名
計		765名

- (注) 1. 当連結会計年度より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前年度との比較は行なっていません。  
2. 使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人(年間平均雇用人員423名)は含まれていません。

### (10) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	千円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	1,015,000
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	940,000
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	572,500

## 2 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 18,646,376株 (自己株式322,538株を含む)  
 (3) 株主数 24,121名  
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,840	20.95
長谷川裕一株式会社	2,143	11.69
株式会社西日本シティ銀行	872	4.76
株式会社福岡銀行	677	3.69
はせがわグループ社員持株会	621	3.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	458	2.50
有限会社法隆	443	2.42
長谷川房生	417	2.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	347	1.89
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	315	1.71

- (注) 1. 当社は、自己株式を322,538株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) が所有する株式185,500株は含めておりません。  
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
江崎 徹	代表取締役社長	
砂田 浩孝	専務取締役 商品グループ長 兼 店舗開発部 兼 営業企画グループ担当	
中谷 泰文	常務取締役 営業支援グループ長	
榎本 哲治	取締役 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当	
茶木 正安	社外取締役	
森山 弘和	社外取締役	
廣瀬 稔	常勤社外監査役	
和田 衛	社外監査役	
池田 眞敏	社外監査役	

- (注) 1. 常務取締役 川江 充は、2019年6月20日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 榎本 哲治は、2019年6月20日開催の第53期定時株主総会終結の時をもって取締役に就任いたしました。
3. 砂田 浩孝は、2019年6月20日付で常務取締役から専務取締役に就任いたしました。
4. 中谷 泰文は、2019年6月20日付で取締役から常務取締役に就任いたしました。
5. 取締役 茶木 正安及び森山 弘和は、社外取締役であります。
6. 監査役 廣瀬 稔、和田 衛及び池田 眞敏は、社外監査役であります。
7. 監査役 廣瀬 稔及び池田 眞敏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 監査役 和田 衛は、弁護士の資格を有しております。
9. 当社は、取締役 茶木 正安及び森山 弘和並びに監査役 和田 衛及び池田 眞敏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。  
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏 名	担 当
※ 砂 田 浩 孝	商品グループ長 兼 店舗開発部 兼 営業企画グループ担当
※ 中 谷 泰 文	営業支援グループ長
※ 榎 本 哲 治	寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
山 澤 真 樹	営業企画グループ長
新 貝 三四郎	提携推進部長
齊 藤 徳 雄	事業開発部担当
八 田 育 朗	営業支援グループ 人事部長
一 杉 誠	営業グループ長
田 村 岳 二	営業グループ 東日本第2営業部長

(注) ※印の執行役員は、取締役兼務者であります。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	7名	112,857千円 (うち社外取締役 2名 9,000千円)
監査役	3名	26,801千円 (うち社外監査役 3名 26,801千円)
合計	10名	139,658千円 (うち社外役員 5名 35,801千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2013年6月20日開催の第47期定時株主総会において、年額400,000千円 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。) と決議頂いております。  
なお、使用人兼務取締役の使用人分給与はありません。
2. 監査役の報酬限度額は、1994年6月29日開催の第28期定時株主総会において、年額35,000千円と決議頂いております。
3. 上記には、2019年6月20日開催の第53期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における株式報酬費用9,750千円 (社外取締役を除く取締役5名に対し9,750千円)
  - ・退職慰労金の功労加算額2,000千円 (取締役1名)

#### ② 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

#### ③ 役員の報酬等の決定に関する方針

社内取締役の報酬については、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員 (取締役) 報酬制度に基づき決定することを基本方針としております。なお、報酬水準については、同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

社外取締役の報酬については、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。

監査役の報酬については、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監査機能を担うことが役割であることを踏まえ、固定報酬のみとしており、業績により変動する要素はありません。なお、常勤監査役の報酬水準については、同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定しております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況
  - イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席状況	出席率	出席状況	出席率
	回	%	回	%
取締役 茶木 正安	14/14	100	—	—
取締役 森山 弘和	14/14	100	—	—
監査役 廣瀬 稔	14/14	100	13/13	100
監査役 和田 衛	14/14	100	13/13	100
監査役 池田 眞敏	13/14	93	12/13	92

#### ロ. 社外取締役の取締役会における発言状況

取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役 森山 弘和は経営コンサルティングを通しての豊かな知見に基づく企業経営の見地から、適宜発言を行なっております。

#### ハ. 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 廣瀬 稔及び池田 眞敏は主として公認会計士としての専門の見地から、監査役 和田 衛は主として弁護士としての専門的見地から適宜発言を行なっております。

## 4 会計監査人の状況

### (1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識基準の導入に係る助言、指導業務を委託いたしました。その報酬等の額は2,000千円であり、上記「(2) 報酬等の額」の「当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」に含まれております。

### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

### (6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

## 5 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績等も勘案して配当を行なうこととしております。

しかしながら、当期の業績と昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が経済に与える影響は先行きの見通しが立たないほど甚大で、当社を取り巻く経営環境も厳しい状況が続くものと予想されます。このような状況下のため当期の期末配当については、0円（無配）とすることを2020年5月25日の当社取締役会で決議する予定であります。

その結果、既に2019年12月2日に実施済みの中間配当金1株当たり3円75銭が、年間配当金になります。

また、次期の配当につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大が業績に与える影響を客観的に見積もることができず状況には至っていないため未定とし、2021年3月期連結業績予想と同時に発表する予定でございます。

（本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。）



(ご参考) 主要な会議体について		
取締役会	構成	全ての取締役6名(うち2名は社外取締役)で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役の職務の執行の監督を行なっております。また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。
監査役会	構成	全ての監査役3名(全て社外監査役、うち1名は常勤監査役)で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ない、または決議をすることを目的としております。
経営会議	構成	常勤の取締役4名及び執行役員6名の合計10名で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議及び決定を行なうことを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
独立社外取締役会	構成	全ての独立社外取締役2名で構成されております。
	開催頻度	定期的に開催しております。
	目的	独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換及び認識共有をすることを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換及び意見交換等の連携を行なっております。
指名諮問委員会	構成	代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の選解任、最高経営責任者の後継者計画等について審議し、その結果を取締役会に答申しております。
報酬諮問委員会	構成	代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の個人別報酬等の決定に関する方針、個人別報酬等の内容について審議し、その結果を取締役会に答申しております。

# 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	6,560,524	流動負債	3,905,416
現金及び預金	2,445,334	買掛金	435,013
受取手形及び売掛金	724,125	短期借入金	1,430,000
商品の他	3,070,997	リース負債	78,826
その他	320,068	未払金	602,866
固定資産	10,336,342	未払法人税等	45,507
有形固定資産	2,130,862	賞与引当金	273,000
建物及び構築物	461,376	その他の他	1,040,203
造作	476,242	固定負債	4,080,322
土地	682,189	長期借入金	3,385,000
リース資産	174,718	リース負債	203,049
建設仮勘定	1,327	退職給付に係る負債	54,289
その他	335,009	役員株式給付引当金	22,584
無形固定資産	391,827	資産除去負債	302,938
投資その他の資産	7,813,652	その他	112,460
投資有価証券	319,126	負債合計	7,985,739
繰延税金資産	490,390	(純資産の部)	
営業保証金	5,875,292	株主資本	8,909,071
差入保証金	1,280,686	資本金	4,037,640
その他	356,011	資本剰余金	1,583,350
貸倒引当金	△507,854	利益剰余金	3,484,838
資産合計	16,896,867	自己株式	△196,756
		その他の包括利益累計額合計	△8,043
		その他有価証券評価差額金	△8,043
		新株予約権	10,100
		純資産合計	8,911,128
		負債及び純資産合計	16,896,867

# 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,917,920
売 上 原 価		6,428,779
売 上 総 利 益		11,489,140
販売費及び一般管理費		12,446,811
営 業 損 失 ( △ )		△957,670
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,507	
受 取 配 当 金	13,194	
移 動 運 搬 収 入	19,232	
営 業 保 証 金 回 収 差 益	8,318	
そ の 他	25,898	68,152
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,551	
持分法による投資損失	11,314	
固 定 資 産 除 却 損	23,262	
そ の 他	4,116	62,244
経 常 損 失 ( △ )		△951,762
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14,081	
新株予約権戻入益	33,822	
受 取 保 険 金	23,320	71,225
特 別 損 失		
減 損 損 失	318,040	
災 害 に よ る 損 失	12,621	
投資有価証券評価損	37,471	368,133
税金等調整前当期純損失 (△)		△1,248,671
法人税、住民税及び事業税	72,810	
法 人 税 等 調 整 額	△206,554	△133,743
当 期 純 損 失 ( △ )		△1,114,927
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 失 ( △ )		△1,114,927

# 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,479,482</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,896,504</b>
現金及び預金	2,382,309	買掛金	431,992
受取手形	6,200	1年以内返済予定の長期借入金	1,430,000
売掛金	717,064	リース債務	78,058
商品	3,062,783	未払金	599,711
前渡金	3,323	未払費用	126,996
前払費用	282,457	未払法人税等	45,132
その他	25,343	未払消費税等	2,774
<b>固定資産</b>	<b>10,477,142</b>	前受金	809,744
<b>有形固定資産</b>	<b>2,098,221</b>	預り金	99,094
建物	383,206	賞与引当金	273,000
構築物	452,236	<b>固定負債</b>	<b>4,076,881</b>
機械及び装置	78,169	長期借入金	3,385,000
什器備品	10,690	リース債務	199,609
土地	319,411	退職給付引当金	54,289
リース資産	682,189	役員株式給付引当金	22,584
建設仮勘定	170,990	資産除去債務	302,938
<b>無形固定資産</b>	<b>391,827</b>	その他	112,460
ソフトウェア	24,301	<b>負債合計</b>	<b>7,973,386</b>
リース資産	83,085	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	32,454	<b>株主資本</b>	<b>8,981,180</b>
ソフトウェア仮勘定	251,986	資本金	4,037,640
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,987,093</b>	資本剰余金	1,583,350
投資有価証券	275,154	資本準備金	1,100,813
関係会社株式	228,312	その他資本剰余金	482,536
関係会社出資金	5,222	<b>利益剰余金</b>	<b>3,556,947</b>
長期前払費用	17,177	その他利益剰余金	3,556,947
長期前払費用	174,955	買換資産圧縮積立金	691
前払年金費用	104,387	繰越利益剰余金	3,556,255
繰延税金資産	490,390	<b>自己株式</b>	<b>△196,756</b>
営業保証金	5,875,292	評価・換算差額等	△8,043
差入保証金	1,271,156	その他有価証券評価差額金	△8,043
その他	52,898	新株予約権	10,100
貸倒引当金	△507,854	<b>純資産合計</b>	<b>8,983,237</b>
<b>資産合計</b>	<b>16,956,624</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>16,956,624</b>

# 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,879,964
売 上 原 価		6,407,397
売 上 総 利 益		11,472,567
販売費及び一般管理費		12,343,836
営 業 損 失 ( △ )		△871,269
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	14,701	
受 取 家 賃	4,450	
移 動 運 搬 収 入	19,232	
営業保証金回収差益	8,318	
そ の 他	22,375	69,078
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	23,484	
固 定 資 産 除 却 損	23,262	
そ の 他	4,116	50,863
経 常 損 失 ( △ )		△853,054
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	14,081	
新 株 予 約 権 戻 入 益	33,822	
受 取 保 険 金	23,320	71,225
特 別 損 失		
減 損 損 失	318,040	
災 害 に よ る 損 失	12,621	
投資有価証券評価損	37,471	368,133
税引前当期純損失 ( △ )		△1,149,963
法人税、住民税及び事業税	72,435	
法 人 税 等 調 整 額	△206,554	△134,118
当 期 純 損 失 ( △ )		△1,015,844

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社はせがわ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はせがわの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

株式会社はせがわ  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野 澤 啓 ㊞  
業 務 執 行 社 員  
指定有限責任社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はせがわの2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的な報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

株式会社 はせがわ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 廣 瀬 稔 ⑥

社外監査役 和 田 衛 ⑥

社外監査役 池 田 眞 敏 ⑥

以 上

# トピックス

## 次代の担い手のために、東京藝術大学「お仏壇のはせがわ賞」

文化財修復に携わる技術者が少なくなる中、文化財保存の優れた担い手を育成することは欠かせない社会的活動であると、当社では考えています。そこで文化財保存を担う技術者育成の支援として、2007年3月から毎年、東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻修士課程の最優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞」を、博士後期課程修了作品の最優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞特別賞」を授与しております。

本年の受賞作品をご紹介します。



お仏壇のはせがわ賞 受賞作品  
保存修復彫刻研究室 修士課程 朱若麟氏  
「奈良県聖林寺十一面観音菩薩立像 模刻」



お仏壇のはせがわ賞特別賞 受賞作品  
保存修復彫刻研究室 博士後期課程 重松優志氏  
「東大寺法華堂執金剛神立像 模刻（塑造）」

## 田ノ実のご紹介



### 祈りの老舗はせがわが手がける 「田ノ実（たのみ）」について

かつて暮らしの中心が稲作だった日本では、生きるために作物の無事と豊作を「願い」、実りに「感謝」するために「祈り」を捧げてきました。それは、いまの暮らしのなかにも息づいており、人々は年始には初詣に行き、地域のお祭りに参加し、お盆にはお墓参りをします。そして、その傍らにはお餅やお酒、おいしい食べものがお供えされています。「田ノ実」は、日本人の生活にある「祈り」を、「食」からひもとく事業です。

「田ノ実」は、日本の食文化の基本であるお米とお味噌を中心に、各地の美味しい食べものを取りそろえます。また飲食スペースでは旬の素材を盛り込んだ具沢山味噌汁、可愛らしい花むすび（おむすび）、甘酒などでランチを楽しむことができます。



さらに、「食」を通じて、日本の文化を楽しみながら学べるワークショップを実施します。

JAPANESE FOOD & CULTURE  
日本の生活文化を「食」の視点から提案するお店として、お客様の心豊かなライフスタイルの実現を目指していきます。



#### ■ 田ノ実 自由が丘店 概要 ■

店名：田ノ実 自由が丘店

住所：東京都目黒区自由が丘1-26-16 田ノ実ビル

URL：<https://www.tanomi.jp/>

皆様のご来店をお待ちしております。



# 第54期定時株主総会 会場ご案内図

## ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅱ及びⅢ

福岡市博多区下川端町3番2号 TEL. (092) 262-1111



### 交通のご案内

#### JR博多駅 からお越しの場合

- ▶ 地下鉄をご利用  
**「中洲川端駅」直結** ……>所要時間約**5分**  
 (川端口改札を出て**6番出口**)
- ▶ タクシーをご利用 ……>所要時間約**10分**

#### 福岡空港 からお越しの場合

- ▶ 地下鉄をご利用  
**「中洲川端駅」直結** ……>所要時間約**10分**  
 (川端口改札を出て**6番出口**)
- ▶ タクシーをご利用 ……>所要時間約**20分**

#### 西鉄福岡(天神)駅 からお越しの場合

- ▶ **徒歩** ……>所要時間約**15分**

